

身体拘束等の適正化の指針

訪問介護エメロード

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。

身体拘束の具体的な内容

- ① 車椅子やベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

1・身体拘束に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業者では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしない療育の実施に努めます。

(1) 障害福祉・児童福祉サービス基準の身体拘束防止の規定

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかし、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性...利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性...身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性...身体拘束その他の行動制限が一時的な物であること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要である。

2・身体拘束防止に向けての基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時的の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明を行い、同意を得て行う。又、身体拘束を行った場合は、十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除

すべく努力する。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性が生じないように、日常的に以下のことを取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた適切な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的に生活していただけるように努める。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明する。事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認しケアの方向性を提案することで、身体拘束防止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られ

るように努める。

3・身体拘束適正委員会の設置

当事業所では、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を置き、年に1回

以上開催します。検討した結果については記録し保管するとともに、従業員にその内容の周知徹底を図ることとします。

4・身体拘束防止・改善のための職員教育・研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束防止と人権を尊重したケアの励行について職員の教育を行います。

- ① 定期的な研修（年1回）の実施
- ② 新任者に対する身体的拘束適正化の研修を実施等を行う。

5・利用者に対する指針の閲覧

当該指針については、誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとします。

附則

この指針は、令和5年4月 1日より施行する